

## 吾平都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，吾平都市計画区域においては，「農業と調和した 心やすらぐ 美里(うましさと) 吾平の創造」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

吾平都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1 . 都市計画の目標                          |   |
| 1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 .....        | 1 |
| 2 ) 地域毎の市街地像 .....                   | 2 |
| 2 . 区域区分の決定の有無                       |   |
| 1 ) 区域区分の決定の有無 .....                 | 3 |
| 3 . 主要な都市計画の決定の方針                    |   |
| 1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....      | 3 |
| 主要用途の配置の方針 .....                     | 3 |
| 土地利用の方針 .....                        | 4 |
| 2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....   | 5 |
| 交通施設の都市計画の決定の方針 .....                | 5 |
| 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....             | 6 |
| その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....            | 7 |
| 3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....   | 8 |
| 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....               | 8 |
| 市街地整備の目標 .....                       | 8 |
| 4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ..... | 8 |
| 基本方針 .....                           | 8 |
| 主要な緑地の配置の方針 .....                    | 8 |
| 実現のための具体の都市計画制度の方針 .....             | 9 |
| 主要な緑地の確保目標 .....                     | 9 |

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

吾平都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の大隅地域に位置し、区域中央を南北に一級河川始良川が流れ、鹿屋市を起点とし串良町を終点とする県道鹿屋高山串良線や、鹿屋市を起点とし佐多町を終点とする県道鹿屋吾平佐多線等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、県下の<sup>かみよ</sup>神代三山陵のひとつである吾平山<sup>やまのうえのみささぎ</sup>上陵が隣接する歴史の古い地域であるとともに、始良川を挟んで水田が広がりその両端は台地となり豊かな農地が広がるなど、農業を基幹産業とする区域である。

また、大隅半島の中核的な都市である鹿屋市に隣接しており、通勤・通学、医療など生活のうえでは比較的恵まれた環境にある。

本区域の中心市街地は、区域の中央部に位置しており、道路の整備に伴う商店街の近代化や街並み整備が進められている。また、道路沿道以外の地区では旧来の低層住宅を中心とした住宅地が広がっている。

一方、市街地外の台地部において民間開発による小規模な住宅地開発が進められており、今後、低未利用地の有効活用と新規開発とのバランスを十分考慮した宅地開発を進める必要がある。

また、本区域の南部には吾平町と高山町にまたがる大隅広域公園が整備されており、住民や周辺市町の人々の憩いの場・交流の場となっている。しかし、中心市街地には都市公園は整備されておらず、今後、子供たちやお年寄りにやさしい居住環境整備や、商店街において気軽に利用できる休憩広場やイベント広場として、小規模な公園の整備を検討する必要がある。

このようなことから、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「農業と調和した 心やすらぐ美里(うましさと)吾平の創造」

「美里」の“美(うまし)”とは、美しい、十分に備わっており申し分ないという意味であり、

「景観の美しい満ち足りてよいまち(里)」という意味である

この基本理念を実現するため、次の3つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

健康で安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化が進む中で、子供たちからお年寄りまでが安心して暮らせる、ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい居住環境のまちづくりを目指すとともに、シラス土壌の土砂災害や河川氾濫等の災害のない安全な生活環境の整備を目指す。

豊かで活力ある産業を育てるまちづくり

新しく生まれ変わった商店街を中心とした地域に根ざした商業振興基盤の整備や、地場産業・誘致企業育成のための工業振興基盤の整備を進め、基幹産業である農業と他の産業が調和した活力ある産業のまちづくりを目指す。

#### 21世紀をひらく人々がふれあうまちづくり

本区域内の大隅広域公園や隣接する吾平山上陵等の観光資源を活かした観光振興や、豊かな自然環境を活かした農業体験や滞在型観光の振興を図り、大隅地域における広域交流の拠点として様々な人々が交流する、ふれあいのまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### <sup>ふもと</sup> 麓 中心市街地地域

麓中心市街地は、吾平町役場や中心商店街が位置する地区を中心とした本区域の都市中心核であり、広域連携軸となる県道鹿屋高山串良線と県道鹿屋吾平佐多線が市街地の中央で交差する吾平町の顔となる地域である。

本地域は、道路整備に伴い中心商店街が一新し、美しい街並みと商店街が形成されており、それ以外の地区は旧来の低層住宅を中心とした低密度の市街地が広がっている。

今後、整備された中心市街地をさらに吾平町の顔としてつくり上げ活性化させるため、中心市街地周辺の農地における無秩序な宅地化の抑制を図り、地域内の低未利用地の活用等による計画的な土地利用の検討を進め、都市中心核にふさわしい市街地環境整備を進める。

### <sup>しもみょう</sup> 下 名 地域

下名地域は、中心市街地の北側に広がる水田地帯及び畑地帯であり、各地に農村集落が点在している。本地域は、区域の基幹産業である農業を保全・振興すべき地域であり、周囲の自然環境と調和した農村集落の生活環境整備を進め適正な土地利用を図る。

また、近年、中心市街地西側に隣接した台地上の遊休農地等において、小規模な住宅地開発が進められていることから、今後、無秩序な市街化の抑制に努め、計画的な土地利用を図る。

### <sup>かみみょう</sup> 上 名 地域

本区域の南部には肝属山系の端部となる緩やかな丘陵地が広がっている。これらの丘陵地は、樹林地の他、畑地、果樹園等に利用されており、豊かな水と緑に恵まれた本区域の自然環境を代表する地域である。また、大隅広域公園が本地域に位置しており、隣接して吾平山上陵が位置している。

丘陵地自然環境地域では、良好な自然環境の保全に努めるとともに、災害等の対策を講じつつ、豊かな自然環境を活かした農業体験や滞在型観光

の場として適正な利活用を図り、また、大隅地域における広域交流拠点として観光・レクリエーション機能の拡充・整備を進める。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、近年は横ばい状況となっているが、将来的には微減傾向が続くものと予測される。

商業の面では、本区域は隣接する大隅地域の中核的な都市鹿屋市に依存しているとともに、工業の面では、昭和60年以降の企業誘致により肝属郡内でも有数の工業出荷額を維持しているが、近年は停滞傾向にあることから、将来的な土地需要は現行市街地内で対応可能であり、急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

その他、現況及び将来的な都市施設の整備状況や緑地等自然環境の整備・保全状況から判断して、今後は、地域地区等による規制・誘導方策や農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制で十分対応できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要用途の配置の方針

#### a 商業地

中心市街地に位置する宮前地区<sup>みやまえ</sup>の中心商店街は、道路拡幅整備が行われ、街並みの一新と商店街の再編が図られている。今後、来訪者が気軽に利用できる広場等の利便施設の整備などにより商業機能の強化を図る。

利便施設等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入等、お年寄りや障害を持つ人が安心して買い物ができる環境整備を進めるものとする。

#### b 工業地

本区域においては、中心市街地南部に工場が1社立地しているが、その他の工場は西側台地上の畑地帯の中に分散立地している。

今後、市街地南部を先導的な工業地区と位置づけ、道路等の都市基盤整備を進めることにより、IT関連産業や既存工業と連携した工業の振興を図る。

#### c 住宅地

商店街周辺の既存市街地を生活利便性の高い快適な住宅地と位置づけ、計画的・一体的な都市基盤整備を含めた市街地の再編のあり方を検討し、良好な居住環境の形成を図る。

## 土地利用の方針

### a 土地の高度利用に関する方針

低未利用地も多く低密度な利用状況にある中心市街地は、商業地、公益施設に近接する利便性の高い地区であり、戸建住宅と中低層集合住宅が調和した中密度の住宅地の形成を図る。

### b 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地のうち、住宅の老朽化や道路・公園等の都市基盤が未整備のため、機能性、利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない地区については、計画的・面的整備の可能性を検討するとともに、地区計画や建築協定・緑化協定等の導入を検討し、快適な居住環境と良好な街並みの形成を図る。

### c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

中心市街地内の<sup>うど</sup>鵜戸神社周辺の緑地及び西側の台地との境界部分の斜面緑地については、防災面、自然環境面さらに景観形成面から、中心市街地における重要な緑地と位置づけ、その保全に努める。

### d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

### e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域では、市街化を抑制し、災害の未然防止に努める。

### f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

始良川や<sup>とまの</sup>苦野川沿いの樹林地・河川敷の広場等の河川緑地は本区域における緑の軸となる重要な緑地であり、貴重な緑地として保全を図る。

本区域南部の丘陵地の緑地は吾平山上陵の緑と一帯となった自然環境形成の上で重要な緑地であり、河川緑地、台地と低地の境界部にある斜面緑地とともに、野鳥や小動物の生息の場（ビオトープ）として保全を図る。

### g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

下名地域のうち、中心市街地に隣接する台地上の遊休農地等において小規模な宅地開発が進められているが、無秩序な市街化の抑制に努め、計画的な土地利用を図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、南北方向の県道鹿屋吾平佐多線及び東西方向の県道鹿屋高山串良線、中心市街地から大隅広域公園や吾平山上陵へのアクセス道路となる県道折生野神野吾平線おりおのかみのが位置している。また、南北に広域連携軸として地域高規格道路大隅縦貫道が計画されている。

現在、中心市街地内の幹線道路は整備中であるが、未整備の区間が多いため、今後とも整備が必要である。また、他の県道についても整備が進められているが、中心市街地から北に延びる県道鹿屋吾平佐多線等については未整備区間も多い。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針の基に整備を進める。

人や物の動きを活発化し、広域的な交流・連携を強化するため、大隅縦貫道などの広域的な幹線道路の整備に努める。

今後、未整備道路の早期整備を図るとともに、県道の未改良区間の整備を進め、本区域の一体性の向上を図るものとする。

市街地においては、住民の生活を支える生活道路の整備、商店街の利便性向上のための駐車場等の整備を図るとともに、既存集落においては集落相互を結ぶ生活基盤道路の整備を図り、地域内における快適、利便な交通体系の形成を図る。

生活環境と調和したユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備を図る。

##### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、地域高規格道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

都市内の交通を円滑に処理するため、既存道路の機能向上を含め、次の方針により適正に配置する。

| 種 別     | 配 置 の 方 針   |
|---------|---|
| 地域高規格道路 | 隣接都市との交流強化に資する地域高規格道路は、交流・連携、産業の振興を担う広域連携軸として配置し整備を図る。<br>・地域高規格道路大隅縦貫道 |



|        |  |
|--------|--|
| 主要幹線道路 | 市街地内における幹線道路として配置し、未整備区間の早期整備を図る。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 3・4・1 号吾平山陵公園線<br/>（県道鹿屋吾平佐多線）</li> <li>・都市計画道路 3・4・2 号吾平東西線（県道鹿屋高山串良線）</li> <li>・都市計画道路 3・4・3 号吾平中央通線（県道鹿屋吾平佐多線）</li> <li>・県道鹿屋吾平佐多線</li> </ul> |
| 都市幹線道路 | 中心市街地における都市幹線道路として配置し、未整備区間の早期改良を図る。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路 3・4・3 号吾平中央通線（町道益田線）</li> <li>・県道神之川内之浦線</li> <li>・県道折生野神野吾平線</li> </ul>  |

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

| 種 別 | 施 設 名   |
|-----|---|
| 道 路 | 主要幹線道路：<br>都市計画道路 3・4・1 号吾平山陵公園線<br>（県道鹿屋吾平佐多線）<br>都市計画道路 3・4・2 号吾平東西線（県道鹿屋高山串良線）<br>都市計画道路 3・4・3 号吾平中央通線（県道鹿屋吾平佐多線）<br>県道鹿屋吾平佐多線<br>都市幹線道路：<br>県道神之川内之浦線<br>県道折生野神野吾平線 |

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では公共下水道は整備されておらず、合併処理浄化槽の普及を進めているところである。今後、「鹿児島県下水道等整備構想」や「吾平町汚水適正処理構想」に基づき、公共下水道等を含め汚水・生活雑排水の適正処理に向けた検討を進める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域に適した総合的な汚水・生活雑排水の処理方法に関してさらに検討を重ね、概ね 20 年後に本区域全域の適正処理が確保できることを目標と

する。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等により総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

中心市街地や拠点的な農村集落等については汚水・生活雑排水の適正処理に向けた検討を進める。その他の農村集落や分散立地する住宅に関しては合併処理浄化槽の設置を図る。

イ 河川

本区域には、始良川や苦野川等の河川がある。このうち、始良川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

| 種 別 | 施 設 名 等  |
|-----|----------|
| 河川  | 一級河川 始良川 |

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設等の公共公益施設は、都市機能の向上と良好な生活環境の保持、向上を図るため、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な配置に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域においては 現在、一部事務組合によりごみ処理を行っているが、生活水準の向上、生活形式の多様化などにより、ごみも多種で量も増大する傾向にある。今後、排出量の増加に対処するため、周辺市町を含めた広域によるごみ処理施設の整備を図る。

また、分別収集の徹底や減量化・再資源化・再利用の促進のための環境の整備と、住民への啓発活動の努め、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築や資源の循環を基調とするシステムの確立を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を実施する施設は特にないが 必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の中心市街地では、道路整備に合わせて商店街が一新され、幹線道路沿いは良好な街並みが形成されている。しかし、それ以外の地区では低未利用地も多く、生活道路も十分整備されていない地区も見受けられる。

今後、中心市街地周辺における無秩序な宅地開発の抑制を図るためにも、計画的・一体的な中心市街地の再編整備のあり方を検討し、中心市街地にふさわしい環境整備を進めるものとする。

#### 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### 基本方針

本区域は、南部に丘陵地の緑、中央部に台地や始良川沿いの斜面緑地、さらに始良川の河川緑地など、豊かな緑と水に恵まれた自然環境を有している。

これらの自然環境は、生態系の保全や防災上の役割、さらにレクリエーションの場、都市景観の重要な構成要素となるなど、多様な役割を担っており、今後、公園、緑地の適正配置による良好な自然環境の創出を図る。

#### 主要な緑地の配置の方針

| 配置計画              | 地域名等                 | 概要  |
|-------------------|----------------------|---|
| a 環境保全システムの配置     | 大隅広域公園及びその周辺の樹林地     | 大隅広域公園の緑や周辺の樹林地等の緑は、吾平山上陵の緑と一帯となった緑地として保全に努める。  |
|                   | 河川沿いの緑地及び台地と低地間の斜面緑地 | 始良川や苦野川の河川緑地及び台地と低地の境界部にある斜面緑地は、本地域における緑の軸となる重要な緑地であり、各地の緑地をネットワークし、野鳥や小動物の生息の場(ビオトープ)となる貴重な緑地として保全を図る。 |
| b レクリエーションシステムの配置 | 中心市街地                | 商業施設、公益施設、住宅が集積している本区域の中心部であり、高齢化も進行しているため、子供たちからお年寄りまでが集い、憩えるユニバーサルデザインを基調とした適正な公園配置を検討していく。           |
|                   | 大隅広域公園周辺             | 大隅広域公園周辺の樹林地等については、周辺自然環境に配慮しながら、公園と一帯となったレクリエーションの場としての利活用を図る。   |

|               |             |   |
|---------------|-------------|---|
|               | 始良川河川敷      | 河川改修後の河川敷の広場は、周辺の自然環境に配慮しながら、町民の憩いの場、レクリエーションの場として有効な活用を図る。                                       |
| c 防災システムの配置   | 区域全体        | 急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域については、市街化の抑制に努め、災害の未然防止を図る。<br>また、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し都市内のオ・プンスペスの確保を図る。 |
| d 景観構成システムの配置 | 鵜戸神社周辺の緑地   | 中心市街地内の鵜戸神社周辺の緑地については、中心市街地の景観的シンボルといえる貴重な緑と位置づけ、その保全に努める。  |
|               | 台地と低地間の斜面緑地 | 始良川の河川緑地から少し距離をおいて南北に続く斜面緑地は、本区域を特徴づける立体的な緑であり、本区域の重要な景観構成要素として保全を図る。                             |

#### 実現のための具体の都市計画制度の方針

鵜戸神社境内の緑や周辺の樹林地など特に良好な樹林地については、風致地区や条例による保存樹等の指定による保全を必要に応じて検討するものとする。

#### 主要な緑地の確保目標

##### a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に整備を予定する公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

##### b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区


















概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

吾平都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



0 100 500 1000m

凡例

|   |        |   |               |   |                    |
|---|--------|---|---------------|---|--------------------|
|  | 住宅地    |    | 公園・緑地         |  | 地域高規格道路（概ね10年以降）   |
|  | 商業地    |    | 観光・レクリエーション地区 |  | 主要幹線道路（概ね整備済）      |
|  | 工業地    |    | 河川・海・湖沼       |  | 主要幹線道路（概ね10年以内に整備） |
|  | 農業ゾーン  |    | 都市計画区域界       |  | 主要幹線道路（概ね10年以降）    |
|  | 樹林地ゾーン |  |               |  | 都市幹線道路（概ね整備済）      |
|   |        |  |               |  | 都市幹線道路（概ね10年以内に整備） |
|   |        |   |               |   | 都市幹線道路（概ね10年以降）    |

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。